

交通安全の願いを込めて…

交通安全火のリレーを開催

交通安全運動初日に、交通安全火のリレーが実施されます。

上三川小学校の生徒20名が、役場から上三川小学校の区間をリレーします。

秋の交通安全運動の一環として行われますので、沿道の声援をよろしくお願いいたします。

出発式

▼期日＝9月21日(木) 午前10時～

▼場所＝・スタート…役場正面玄関前

・中継点…上三川通り大町公園前

・ゴール…上三川小学校



畳等の受入停止について

廃棄物処理法では、建設業（家屋等の新築・改築・解体）に伴って排出される畳等の建築廃材は産業廃棄物に該当し、排出者の責任において適正に処理することとされております。

また、クリーンパーク茂原への畳等の搬入量が増加傾向にあり、破碎機（粗大ごみの切断装置）の故障が頻発するなど、適正に処理することが困難な状況にあります。

このようなことから、平成19年10月1日以降は畳等の建築廃材を受け入れないこととしますので、廃棄物処理業者等に処理を依頼するなど適正に処理していただくようお願いいたします。（9月29日までは適正処理のための準備期間として受け入れします）

なお、建設工事の施工主などが個人で持ち込んでも畳や木材等の建設廃材は全面的に受け入れできませんのでご了承ください。

○10月より受入停止となる建築廃材

雨戸・網戸・アルミサッシ・畳・ドア・トタン板・波板（プラスチック）・フェンス・ふすま・物置小屋（組み立て式）・門扉

▼問い合わせ先＝

住民生活課 生活環境係

☎56 9 1 3 1

産業廃棄物に関する問い合わせ先

栃木県産業廃棄物協会

☎0 2 8 (6 3 2) 5 5 7 5

廃棄物の野外焼却は 禁止です！

- 違反すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 廃棄物の野外焼却については、廃棄物処理法で次の例外を除いて禁止されています。

- ①火災、霜害などの予防のために必要な廃棄物の焼却
- ②落葉や枯れ枝の焚き火など日常生活上行われる軽微なもの
- ③農業を営む上で必要な稲わらや作物殻などの焼却
- ④どんど焼きなどの風俗習慣又は宗教上の行事

※これらの場合でも周囲の迷惑にならないよう注意して行なってください。また、ビニール等は絶対に燃やさないでください。



▼問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係

☎56 9 1 3 1